電子決済等代行業者との契約内容

GMO あおぞらネット銀行（以下「当社」といいます。）は、銀行法第 52 条の 61 の 10 第３項に基づき、センターフィールド株式会社（以下「電子決済等代行業者」といいます。）との契約内容を公表いたします。

１．お客さまに損害が生じた場合における、賠償責任の分担について

①API 接続によって電子決済等代行業者が提供するサービスに関して、お客さまに損害が生じたときは、電子決済等代行業者が、速やかにその原因を究明し、お客さまに生じた損害を賠償または補償します。（利用規約に基づき賠償または補償が不要となる場合を除きます）

ただし、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、電子決済等代行業者は、当社が定める口座不正使用補てん規定(個人のお客さま)および口座不正使用補てん規定(事業者のお客さま)に定める補償の考え方に基づき、お客さまに補償を行うものとします。

②お客さまに生じた損害が、当社の責に帰すべき事由によるものであるときは、電子決済等代行業者はお客さまに賠償または補償した損害を当社に求償できます。

また、電子決済等代行業者は、上記①の損害について、当該損害が当社および電子決済等代行業者双方の責に帰すべき事由によるものであるときは、当社に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上、当社と合意した額を求償できます。

③お客さまに生じた損害が、当社もしくは電子決済等代行業者のいずれの責にも帰さない事由により生じたとき、または当社もしくは電子決済等代行業者のいずれの責に帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当社と電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について誠実に協議を行います。

２．電子決済等代行業者がお客さまに関する情報の適正な取り扱いおよび安全管理のために行う措置ならびに当社が行う措置について

①電子決済等代行業者は、お客さまに関する情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱うものとします。

②電子決済等代行業者は、当社が定める「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に従ったセキュリティおよび体制を維持するものとします。

③電子決済等代行業者が、当社の定める基準を満たしていない可能性があると客観的かつ合理的な事由により当社が判断する場合、当社は、電子決済等代行業者に、報告および資料提出の徴求、立入監査、改善措置の要求、本 API 接続の制限または停止、本契約の解除その他の適切な措置を行うことができます。

３．電子決済等代行業の再委託者に関する取扱いについて

①電子決済等代行業者は、再委託者と連携するにあたり、当社に合意した事項を通知するものとします。

②電子決済等代行業者は、再委託者に対し、電子決済等代行業者と同等の「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に従ったセキュリティおよび体制を維持する義務を負わせます。

③当社は、再委託者が義務を履行しない場合は、電子決済等代行業者に再委託者との連携停止を

求めることができ、相当期間内に停止しない場合は、当社と電子決済等代行業者とのシステム連携の停止等の措置をとることができます。

④電子決済等代行業者は、再委託者の義務の不履行および再委託者の提供するサービスを利用する者に生じた損害について、再委託者と連帯して責任を負います。

※当社所定の接続基準および電子決済等代行業者との契約内容は、法令規則等の改正やその他諸般の状況の変化、その他相当の事由が認められる場合、変更する場合がございます。その場合は、当社 Web サイト への掲載により変更できるものとします。